

御所ダムネットワーク通信

第1号

発行日 平成16年7月20日
発行 御所ダムビジョンネットワークの会
盛岡市繫字山根192-4(御所ダム)
TEL 019-689-2216
FAX 019-689-2271

御所ダムビジョン推進に応援団 ネットワークの会発足

4月23日結成会議 31団体でスタート

御所ダムビジョン事業を民間サイドから支援するネットワークの会が4月23日に発足しました。御所ダムビジョンは、北上川流域を対象としてダム管理とあわせて水源地域の活性化推進のため、ダム湖と周辺施設の利活用促進、環境の保全、交流・連携の促進などに係わる施策や活動をまとめた行動計画です。

ネットワークの会の結成会議には盛岡市や雫石町、滝沢村などで活動するNPO法人や、市民団体29団体と個人が参加。挨拶の後、議事に入り会則案を承認。続いて会長に軍司俊道北上川流域連携交流会副理事長を、副会長に畠山久耕さんなど3人を選出。軍司会長は「緩やかな連携の下に各団

体の活動情報の交換などできることから活動に取り組んでいきましょう。」と挨拶。ビジョン施策の企画立案・実践、「推進委員会」への報告・提言、ビジョン施策の実践状況報告などを内容とする活動計画と事務局を北上川ダム統合管理事務所管理第3課(御所ダム)内に置くことを決めました。

また、この日の午後には、御所ダムビジョン推進組織として御所ダムビジョン推進委員会(委員長谷藤裕明盛岡市長・25委員)が発足。ビジョンの補完や評価、行政主体のビジョン施策の実践などの活動計画が承認され、御所ダムビジョンの新しい取組体制がスタートしました。



ネットワークの会参加団体(敬称略)

いわて森の達人連絡協議会	畠山 久耕 (盛岡市)
長根湖岸堤名所づくり推進会	築場 元介 (雫石町)
ワイワイ手つなぎプロジェクト	藤 義正 (盛岡市)
(財)盛岡地域地場産業振興センター	木幡 留吉 (盛岡市)
NPO法人北上川流域連携交流会	軍司 俊道 (滝沢村)
岩手マルチメディア運営委員会ユーザ会	佐藤 光正 (盛岡市)
雫石野鳥の会	越前屋喜代治 (雫石町)
つなぎ温泉観光協会	三浦 英敏 (盛岡市)
雫石町駅前行政区	横手 恭治 (雫石町)
をんな川会議	柏 真喜子 (盛岡市)
園芸クラブ・みどり	東野 一男 (盛岡市)
みちのく岩手かっぱ村	谷村 和郎 (盛岡市)
盛岡市公園愛護会	戸塚 孝 (盛岡市)
NPO法人いわてNPOセンター	高井 昭平 (盛岡市)
高松公園と親しむ会	千葉 健一 (盛岡市)
NPO法人いわて芸術文化技術共育研究所	南幅 直美 (盛岡市)
砂子沢森林愛護少年団	小笠原啓三 (盛岡市)
八幡平自然散策ガイドの会	泉館 賢一 (盛岡市)
日本ヘラ鮎釣研究会岩手紫波支部	仲谷 魚峰 (矢巾町)
NPO法人地球環境・共生ネットワーク岩手支部	橋 剛 (盛岡市)
御所湖の清流を守る会	高橋金兵衛 (盛岡市)
川と森のクラブ	内田 尚宏 (盛岡市)
盛岡市婦人ボランティア野の花会	下田 幸枝 (盛岡市)
何でもやろう会	村上 保 (盛岡市)
岩手自然ガイド協会設立準備室	高橋 良和 (雫石町)
紫波町川を知る会	古館 雅晴 (紫波町)
NPO法人リヴァーパーク葛根田	櫻田 一 (雫石町)
砂防ボランティア岩手県協会	佐々木立雄 (盛岡市)
NPO法人秋田岩手横軸連携交流会	清水浩志朗 (雫石町)
御所ダムビジョンボランティア	村谷 公基 (盛岡市)
御所ダムビジョンボランティア	高橋 松雄 (盛岡市)

御所ダムビジョンネットワークの会役員

会長: 軍司俊道

副会長: 畠山久耕 村谷公基 築場元介

御所ダムビジョンネットワークの会会則

第1条(名称)本会は、「御所ダムビジョンネットワークの会」と称する。

第2条(目的)ネットワークの会は、御所ダムビジョンに示された施策の活動に関係する団体及び個人が連携と交流を深め、それぞれの情報がより有機的に機能するための活動を行う。

第3条(構成)ネットワークの会は、前条の趣旨に賛同する団体及び個人の会員を持って構成する。

2. ネットワークの会は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

第4条(会長及び副会長)ネットワークの会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は会員の互選により選出するものとし、副会長は会長が指名した者とする。

3. 会長は会務を総括し、会長に事故があるときは、副会長がその任を代行する。

第5条(会員)ネットワークの会の会員になろうとする者は、書面により会長に入会の届け出を行うこととする。

第6条(会議)ネットワークの会の会議は会長が招集する。

第7条(事務局)ネットワークの会に事務局を置く。

第8条(雑則)この会則に定めるものの他、ネットワークの会の運営に関して必要な事項は、その都度会議で定める。

附則(施行期日)この会則は、平成16年4月23日より施行する。